

立川市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の公布による。

立川市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

立川市後期高齢者医療条例（平成20年立川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) ……略…… (2) 法第55条第1項（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際市に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第2項第1号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の定めの適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市に住所を有していた被保険者 (4) 法第55条第2項第2号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の定めの適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に掲げる特定住所変更に係る同号に掲げる継続入院等の際市に住所を有していた被保険者 (5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u>	（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) ……略…… (2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>同項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際市に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市に住所を有していた被保険者 (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市に住所を有していた被保険者

附 則

この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1期 10月1日から同月31日まで

(2) 第2期 11月1日から同月30日まで

(3) 第3期 12月1日から同月25日まで

(4) 第4期 翌年1月1日から同月31日まで

(5) 第5期 翌年2月1日から同月末日まで

(6) 第6期 翌年3月1日から同月31日まで

3 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

